

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊人安第131号

令和3年9月7日

人身安全関連事案に係る被害者の意思決定支援手続の運用について（通達）

見出しの件については、「人身安全関連事案に係る被害者の意思決定支援手続の運用について（通達）」（令和3年2月3日付け熊生企第65号。以下「旧通達」という。）に基づき、被害者に対し、人身安全関連事案の特徴や警察として執り得る措置等を説明し、被害者の意思決定を支援した上で、その意向を踏まえた対処を行っているところであるが、警察の執り得る措置を被害者により理解してもらうため、被害者に交付等する様式の記載事項を一部変更し、引き続き下記のとおり運用することとしたので、各所属にあっては、事務処理上遺漏のないよう対応されたい。

なお、本通達は、令和3年9月10日から運用するものとし、その実施に伴い、旧通達は廃止する。

## 記

### 1 目的

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等の人身安全関連事案では、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出をためらうことも見受けられることから、被害者に対し、事案の特徴、警察として執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明し、理解を求めた上で、その意思決定を支援するものである。

### 2 意思決定支援を行う対象事案

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (2) 児童・高齢者・障害者虐待事案
- (3) 精神の異常に起因する疑いがあるトラブル、近隣トラブル、家庭内トラブル等に絡む相談のうち、生命・身体に重大な危害が及ぶおそれがある事案

### 3 運用要領

#### (1) 意思決定支援に係る書面の活用

警察署等において前記2記載の対象事案の被害者等から相談等がなされた場合、被害者等に対して、事案の重大性、法律の流れを説明し、理解させた後、別添調査票「警察にとってもらいたい対応等について」を作成させること。

その際、被害者等が事案の危険性・切迫性を正しく認識しているとは限らないため、この種の事案の危険性等を十分に説明し、刑事手続を執ることを強く促すこと。また、措置の法的根拠、それぞれの法的効果等を十分に説明した上で、被害者の安全を確保するという観点からその意思決定を支援すること。

なお、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者（以下「恋もつ事案被害者」という。）に対しては、次の資料を交付の上、説明を行うこと。

- 資料～「警察に來られたあなたへ」  
恋もつ事案被害者等に対して、この種事案の特徴、被害者自身の選択・決断、協力の必要性等を説明する際に活用するもの。
- 資料～「ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ」  
恋もつ事案被害者等に対して、警察の執り得る措置等を説明する際に活用するもの。

## (2) 記載要領

ア 調査票は、原則として被害者本人に作成させるものとする。

ただし、被害者が高齢者である場合や年少者である場合など、被害者本人から調査票を徴することが困難な事情がある場合には、これに代わる適切な監護者に作成を求めること。また、被害者が外国人である場合や利き手を負傷しているなどの事情により作成できない場合には、相談受理者が代筆し、その旨を余白に記載するなどして、状況を明らかにしておくこと。

イ 調査票には、「1 警察にとってもらいたい対応等」に「警察は、貴方や子供の身の安全を守るため、公正中立の立場で危険性を判断する必要がありますので、貴方の承諾なしに相手に事実確認することがあります。」と記載しているので、被害者等への説明の際、誤りのないように注意すること。

ウ 調査票は相談受理時に作成するものであるが、同一被害者であっても、継続対応の際に新たな暴力が判明したり、警察に対する要望等に変化が生じた場合は、その都度作成させること。

エ 被害者が警察措置を求めない旨の選択をする場合、その理由の記載を求めること。

なお、理由記載欄が不足する場合は、「4 自由記載」欄を活用すること。

オ 調査票には被害者の署名だけで足りる（押印は不要）ものとする。

なお、被害者に説明や記入について協力が得られない、又は警察対応を拒否する場合は、その経緯について相談等カード等にその詳細を記録化すること。

## (3) 保存方法・期間

既存の相談等カード等に添付して保存するものとし、保存期間は相談等カード等に準じること。

## 4 留意事項

### (1) 被害者等からの聴取について

被害者等が相談に訪れた際、加害者との関係や被害の状況、受けた被害に対する感情等について、被害者等が客観的かつ十分な説明をすることは必ずしも期待できないことを念頭に置いた上で、事実関係の詳細かつ正確な把握に努めること。そのためには、「どんな被害を受けたのか」などと漫然と問いかけるのみならず、例えば、「「殺す」と言われたことがあるか」「1 時間に 1 回は連絡するよう強要されていないか」など被害の具体例を示して確認するなどの工夫をすること。

その上で、被害者に対し、人身安全関連事案の特徴や警察として執り得る措置

等を説明し、被害者の意思決定を支援すること。

(2) 行為者への接触について

ア この種事案の防ぐべき被害を防止するためには、将来の危険性を見極めが重要であることから、平素から問題意識を持ち、行為者との面接を基本とした、早めの踏み込んだ対応を行うこと。

イ 「警告のためだけに行為者へ接触する」という考えを払拭し、「相手の言い分を聞く」又は「事情聴取」と言葉を換える等工夫し、事案に応じて行為者への接触が必要であることを被害者に理解させるよう努めること。

ウ 危険性の高い事案や、双方から事情聴取しなければ事案把握が困難な事案は、被害者の承諾が得られずとも、早期に行為者への警告や事実確認のための事情聴取を行うこと。

なお、被害者の承諾が得られないまま行為者へ接触した場合、相談等カードの処理内容欄に被害者の申し立て内容及び被害者への説得状況等を詳細に記載すること。

(3) 被害者情報の保護について

警察が保有する被害者等に係る個人情報については、被害者等の生命及び身体を保護する上で特に重要な個人情報であることを認識し、次の点に留意すること。

ア 被害者の連絡先及び連絡可能な親族等の電話番号については、調査票へ被害者に自書させ、被害者等へ連絡する場合には、自署させた連絡先と相談等カード等に記載された電話番号を確認して行うこととし、誤って加害者に電話することがないようにすること。

イ 県間連絡の際には、被害者に自書させた調査票についても確実に引き継ぐこと。

ウ 人身安全関連事案の加害者に対応する際、被害者が避難中である場合は、その避難先の居所、住所が加害者に知られることのないよう、情報の取扱いには特に慎重を期すこと。

5 その他

ストーカー・DV事案の被害者等への対応に当たっては、他のリーフレット等を活用して説明しても差し支えないが、前記資料「警察に来られたあなたへ」、「ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ」は、必ず被害者等へ交付すること。

※ 別添（略）